

介護福祉士養成施設（介護福祉士学校、福祉系高等学校等）及び社会福祉士養成施設（福祉系大学等、社会福祉士学校）の書類作成にあたっての留意事項

事務手続きについて、提出期限に間に合わない見込まれるときは速やかに北海道厚生局に連絡してください。

●提出書類について、記載漏れ、記載誤り又は不明瞭な箇所がある場合、内容審査や学校等への事実確認（実習施設・実習指導者に関する疑義の場合、学校等から実習施設への確認が必要となることもあります）に時間を要しますので、十分に確認願います。

特に変更届出書について、**指定（確認）基準を満たしていない講義や実習が判明した場合には、再授業や再実習が必要になる**など学生等に多大な影響を及ぼすこともありますので、ご留意願います。また、提出書類の内容について、**確認対応ができる実務担当者名及び連絡先を必ず記載してください。**

提出に際して、以下の項目の確認をよろしくお願いいたします。

提出時の確認事項

- ☐ 教員に関する調書の「指針該当番号」や実習指導者に関する調書の「区分」に**記載漏れ**がないか。
- ☐ 教員及び実習指導者の提出書類（調書、資格登録証、講習会修了証等）に**添付漏れ**がないか。
- ☐ 教員及び実習指導者に関する調書の社会福祉士（介護福祉士）の資格の**取得年月日に誤り**がないか。

注：資格取得年月日は、資格登録証の発行年月日や試験合格月日ではなく、「当該資格の登録年月日」となります。

- ☐ 教員及び実習指導者に関する調書の資格要件「職歴」の「名称」欄には**実務経験の対象となる施設種別及び施設名**を記載しているか。また、「業務内容」欄には**実務経験の対象業務**を記載しているか。

注：実務経験の対象となる施設種別及び業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和6年7月3日社援発0703第1号）を参照のこと

注：教員については、実務経験以外の要件を満たす場合もありますが、実務経験による要件で届出を行う場合は、対象施設種別及び業務を具体的に記載してください。

- ☐ 実習指導者に関する調書の資格要件「職歴」の欄に、社会福祉士（介護福祉士）の**資格取得前の経歴**を含めていないか。（ただし、介護福祉士については介護実習Ⅱを担当する実習指導者の場合に限る。）

提出時の依頼事項

- ☐ 変更承認申請（変更届）を提出される場合は、**変更箇所に下線を引いてください。**
- ☐ 教員及び実習指導者の提出書類（調書、資格登録証、講習会修了証等）は、**教員及び実習指導者毎**にまとめてください。
- ☐ 実習施設の提出書類（承諾書、施設の概要等）は、**施設毎**にまとめてください。